

名古屋国際会議場整備運営事業

事業者対話における質問への回答

- ・名古屋国際会議場整備運営事業に関して、令和3(2021)年7月27日～7月30日に実施した事業者対話で受付けた質問に対する回答を公表します。
- ・質問は、原文のまま掲載していますが、明らかな誤字・脱字及び表記の誤りと判断した箇所については、一部修正しています。

令和3年9月

名古屋市

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
1	実施方針	1	第1	1	(4)	事業の背景及び目的	「本施設を世界水準の国際会議場へと昇華させる」と有りますが、ここでの「国際水準の国際会議場」について貴市が想定あるいはイメージしている具体的な施設が有れば御教示願います。具体的な施設が無い場合は、「国際水準」の評価指標について貴市の御見解をお聞かせ願います。	ここでの「国際水準」とは、世界の主催者から開催候補地として加えられるレベルをイメージしています。
2	実施方針	1	第1	1	(4)	事業の背景及び目的	「大規模会議の誘致を積極的に進めることで、大規模催事の開催を促進し、人の集積・学術・スポーツ・文化交流の拡大、ビジネス・イノベーションの機会創造に繋げる。本事業では、これらの取り組みにより地域経済の活性化、都市ブランドの向上、国際交流の推進、産業・学術・文化の向上に資することを目的とする。」と記載されていることから、大規模催事の誘致や開催は「手段」であって、都市ブランドの向上、国際交流の推進、産業・学術・文化の向上という「目的」を達成し得る事業者が求められている、との理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
3	実施方針	1	第1	1	4	エリア全体の魅力	堀川の水辺空間、水上交通、白鳥庭園、白鳥公園との調和した計画が必要と考えられます。それらの名古屋市のお考えをお示してください。また当案件と一体的な運営となる可能性はあるのでしょうか？	堀川の水辺空間、水上交通、白鳥庭園・白鳥公園と本施設との一体性を高めることで一層の魅力向上を図ることを想定しています。一体性は景観等ハード面と、施設の相互利用のようなソフト面の両面を含むものとします。本施設と周辺施設の運営を統合することは現時点では想定していません。
4	実施方針	1	第1	1	(4)	事業の背景及び目的	市として、国際会議場の稼働率を向上して高い納付金を得ることと、設置目的を満足することと、どちらの優先度が高いとお考えでしょうか。	市としては設置目的を達成することが大きな目標と捉えています。
5	実施方針	2	第1	1	(5)	本事業の方針 イ 本施設が目指す姿	「民間事業者の…ネットワークを活用することでその後の社会ニーズの変化にも…対応」と有りますが、「ネットワークの活用」と「社会ニーズの変化に対応」することの関係性について、具体例や御想定的事象が有れば御教示願います。 (民間事業者のノウハウを活用することが社会ニーズの変化に対応し得ることは想定できますが、ネットワークの活用がどのように対応するのか理解が及ばぬため御教示戴ければと存じます。)	民間事業者の独自のネットワークを活用した情報収集により多角的に社会ニーズの変化を捉え対応いただくことを期待しています。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
6	実施方針	2	1	1	5	ア 整備の方向性	「社会的要求水準」とありますが、これはP.3図表1の「社会や時代の新たな要請に即した機能強化」に記載されているものという理解でよろしいでしょうか。また、その中には、環境保全などの視点も含まれるのでしょうか。	図表1では主な機能強化を挙げていますが、そうしたものを含めた「社会的要求水準」を満たすようにするために大規模改修を実施するものです。 省エネや環境保全に関する考えは、要求水準書（案）第2章第2節第1項「基本要件」に記載の内容を想定していますが、ご質問の概念を妨げるものではありません。
7	実施方針	2	1	1	5	ア 整備の方向性	図表1の「社会や時代の新たな要請に即した機能強化」に記載されている項目を定量化して基準を作成するというお考えはございますでしょうか。	図表1の機能強化を図るために必要な項目を要求水準書（案）の随所に盛り込んでいます。各項目について、要求水準書（案）に記載の内容以上に定量化したり基準を作成する予定はありません。
8	実施方針	2	1	1	5	イ 本施設が目指す姿	競合施設に対する競争力の強化、世界水準の国際会議場への昇華に向けて、貴市が考える本施設の基準や目標、または到達レベルなどの具体的な評価の視点をお示しいただくことは可能でしょうか。	現時点では具体的な評価の視点は持っておりませんが、ここでの「国際水準」とは、世界の主催者から開催候補地として加えられるレベルをイメージしています。 名古屋市観光戦略ビジョンやグローバルMICE都市の取り組みをご参考下さい。
9	実施方針	3	第1	1	(5)	図表1 本施設が目指す姿	「誘致・提案力の強化」「地域資源・周辺施設との連携」と有りますが、この2点は施設の拡張整備との関係性は少ない（仮に既存施設のままであっても運営業務の創意工夫により実現可能な側面も有る）と拝察致します。運営業務に関しても、新たな民間企業のノウハウが期待されている、との理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
10	実施方針	3	第1	1	(5)	図表1 本施設が目指す姿	「本施設を核とするエリアの魅力」が図中に記載されていることから、周辺の施設や空間についても、事業あるいは提案の対象と捉えてよろしいでしょうか。	周辺施設のハード整備を本事業で行う想定はありませんが、ソフト面においてはご指摘の通り、周辺の施設や空間も対象として提案いただくことを期待しています。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
11	実施方針	3	第1	1	(5)	図表1 本施設が目指す姿	「誘致・提案力の強化」について現在他都市・他施設と比べて劣っていると考える事項、市がこう有りたいと考える事項を具体的にご教示下さい。	本事業では運営期間が20年間となることから、長期的視点に立った誘致活動を行うことを期待しています。また、他都市との競争において、これまでに誘致できなかった国際会議の開催件数も伸ばしていく必要があると考えています。周辺施設との一体的な魅力向上の観点から、広報・催事誘致にあたっては、堀川、白鳥庭園・白鳥公園等周辺環境も含めて本施設の魅力を訴えることも重要であると考えています。
12	実施方針	3	第1	1	(5)	図表1 本施設が目指す姿	「地域貢献・周辺施設との連携」について現在他都市・他施設と比べて劣っていると考える事項、市がこう有りたいと考える事項を具体的にご教示下さい。	本事業は長期に渡ることから、単発ではなく継続性のある連携に取り組むことを期待しています。
13	実施方針	3	第1	1	(5)	図表1 本施設が目指す姿	「スポーツ」と記載がありますが、本施設におけるスポーツ興行を意図されているのでしょうか？	施設の性能上、スポーツ興行は難しいと考えていますが、スポーツ関連イベント等により側面的に当地域のスポーツ交流の拡大に寄与することを想定しています。
14	実施方針	3	-	-	-	図表1 本施設が目指す姿	「社会や時代の新たな要請に即した機能強化」の感染症対策機能の充実とありますが、現時点で具体的にどのようなことをお考えでしょうか	要求水準書内の随所で記載しておりますが、エレベーターのスイッチのタッチレス化や、レバーハンドル等の抗菌仕様化、トイレの洗浄スイッチをセンサー式とする等を想定しています。また、5号館（仮称）の展示室の各区画、各会議室、控室は個別に室内の陽圧・陰圧を調整できるようにしています。
15	実施方針	5	1	1	(6)	事業範囲	劇場設備等保守点検業務のうちいわゆる舞台3種（舞台機構、舞台照明設備、映像音響設備）については、本事業の規模から参加企業が限られるものと思料しますが、応募者の構成員または協力企業として参加資格申請を受けるというお考えでしょうか。	実施方針「各業務にあたる者の参加要件」を満たしていること、および、要求水準書に規定する内容を順守できるのであれば、舞台3種の保守点検業務を行う者を、応募者の構成員または協力企業に含めて参加資格申請することは必須ではありません。
16	実施方針	6	1	1	(9)	事業スケジュール	【参考】前指定管理者による運営期間がR4.5年度と記載されていますが、指定管理者の公募予定時期と業者決定予定時期を教えてください。	現指定管理者の指定管理期間を2年間延長（令和6年3月まで）することを告示いたしました。
17	実施方針	6	第1	1	(9)	スケジュール	備品の納入は設計・建設期間中でしょうか。建物引き渡しとは別とし、会場準備期間中（R8年4月以降）としていただけないでしょうか。	要求水準書P138-139に示した市の完成検査等において、建物と什器・備品等は同時に検査及び所有権を移転するため、備品の納入は設計・建設期間中とします。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
18	実施方針	7	1	1	(10)	修繕業務に係る対価	「提案時に、新施設に係る修繕費として提案された金額を支払う」とのことですが、修繕費には大規模修繕は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	本事業期間中および事業期間終了後に本施設の全てが要求水準書（案）で提示した性能及び機能を発揮でき、著しい損傷が無い状態を維持するために必要な修繕は全て含むものとします。
19	実施方針	7	1	1	(10)	市が支払うサービス購入料	サービス購入料の対象となる設計、建設、工事監理、開館準備業務、修繕業務の一部及び当該業務に係る統括管理業務については、各業務の特性に応じて賃金や物価上昇に対応するスライド条項を設けていただけたとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。詳細は入札説明書等に示します。
20	実施方針	7	1	1	(10)	維持管理業務の修繕業務に係る対価	既存施設のうち改修工事で更新した部分について「事業期間中にも修繕・更新が発生すると予想されるもの」に係る修繕費としての提案金額を支払う、とありますが、修繕費には変動リスク要因が多く、提案金額では不足する可能性があります。リスク分担表にも事業者負担となっておりますが、大幅に増加した場合には協議いただけたとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書（案）「修繕業務」（P157-158）の表に示した区分に従い、原則、事業者の負担で対応することとします。なお、実施方針別紙2 リスク分担表（案）の不可抗力リスクに該当するものについては、事業契約書（案）等において扱いを提示する予定です。
21	実施方針	7	1	1	(10)	ア 市が支払うサービス購入料	「市は、事業者が行う設計、建設、工事監理、開館準備業務、修繕業務の一部及び当該業務に係る統括管理業務に関する費用につき、事業者の提案金額を基に決定した金額をサービス購入料として事業者を支払う。」とありますが、（6）事業範囲に示された業務のうち、サービス購入料の支払い対象でない業務をご教示ください。	運営業務、維持管理業務（修繕業務の一部を除く）及び当該業務にかかる統括管理業務に関する費用等は、サービス購入料の支払い対象外となります。
22	実施方針	7	1	1	(10)	事業内容に関する事項 事業者の収入及び費用に関する事項	（ウ）修繕箇所として「上記以外において、1件300万円以下の小規模なもの」は「③精算対象経費」として、対価を市が事業者を支払うとあります。一方、要求水準書（P157～158）においては、修繕工事の対象として「1件300万円以下の小規模なもの」は事業者負担にて実施とあります。どちらが正しいのでしょうか。	実施方針の通り、既存施設のうち1件300万円以下の小規模な修繕は、③精算対象経費として、市が事業者に対価を支払いますが、修繕工事の実施者（発注等）は、要求水準書（案）のとおり事業者となります。 なお、300万円には消費税及び地方消費税を含みます。
23	実施方針	7	第1	1	(10)	事業者の収入及び費用に関する事項 ア（イ）開館準備業務に係る対価	「入札説明書に定める一定額を…四半期或いは各年度末に一括して支払う」と有りますが、残額の支払について御教示願います。（ア）設計及び建設業務に係る対価については、「残額を維持管理期間中において分割して支払う」となっていますが、開業準備業務の対価の扱いについてお示し願います。	詳細は入札説明書等に示しますが、設計・建設業務に係る対価の一定額以外の残額については、維持管理期間中に分割して支払います。また、開館準備業務の対価については、開館準備期間中の四半期或いは各年度末に一括して支払うものとし、運営期間中に残額はありません。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
24	実施方針	7	1	1	(10)	維持管理業務に修繕業務に係る対価	「③清算対象経費」として1件300万円以下の小規模な修繕が事業者業務となっており、注釈にて協定書等のなかで規定した金額を支払うとあります。 事業提案時の応札金額において、③清算対象経費は事業者提案となるのでしょうか。 または、市より金額を指定することや都度予算立てをさせれるといったことになるのでしょうか。 長期事業において既存施設の修繕計画策定は困難と想定され、当該金額算出根拠の提示有無、算出方法・設定の考え方についてお考えを伺いたく存じます。	精算対象経費は事業者の提案ではなく、市が都度金額を提示し、協定書等の中で規定することを想定しています。金額算出根拠の提示を行う予定はありません。また、当該年度の小規模な修繕額が規定金額に満たない場合は残額を市に返納いただきます。
25	実施方針	7	1	1	(10)	維持管理業務に修繕業務に係る対価	「③清算対象経費」として1件300万円以下の小規模な修繕が事業者業務となっており。 「300万円」は税抜金額と考えてよろしいでしょうか。	300万円には消費税及び地方消費税を含みます。
26	実施方針	7	1	1	(10)	維持管理業務に修繕業務に係る対価	「③清算対象経費」として1件300万円以下の小規模な修繕が事業者業務となっており。 「300万円」の小規模修繕工事を事業者（実態は事業者の再委託先（構成企業・協力企業などの維持管理業務を行う企業））が行った場合、当該工事に維持管理企業管理経費を含めることができますでしょうか。	修繕工事に伴う事業者の管理経費は含めることが可能です。
27	実施方針	7	1	1	(10)ア	(ウ) 維持管理業務の修繕業務に係る対価	修繕業務対象の既存施設における「改修工事の範囲外」の部分については、事業者にとってはどのような状態で引渡されるのかわからない部分もあり、想定以上に劣化等が進んでいた場合は、大きなリスクとなってしまいます。この部分につきましても、清算対象経費としていただくことはできませんでしょうか。	「（設計・建設期間における）改修工事の範囲外だが、事業期間中に修繕・更新の実施を本書で規定したもの」については、本事業における当初の（設計・建設期間における）改修工事の対象外ではありますが、その後の維持管理期間中の任意の時期に必ず修繕・更新を行うものとして、事業者にて必要な費用を見込むことを想定しています。 また、劣化等については、現場見学会にてご確認ください。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
28	実施方針	7	第1	1	(10)	(ウ)修繕業務に係る対価①②	修繕費のサービス対価については、どのように執行されるのでしょうか。実際の劣化具合等を見ながら、金額あるいは執行年度について流動性を持たせていただけないでしょうか。	「③精算対象経費」については、その限度額及び支払時期を、別途年度協定において定める予定です。その他、具体的な支払方法については入札説明書等に示します。
29	実施方針	7	第1	1	(10)	ア（ウ）維持管理業務の修繕業務に係る対価	③精算対象経費（上記以外において、1件300万円以下の小規模なもの）は入札金額に含めないという理解でよろしいでしょうか？	お見込みの通りです。詳細は入札説明書等に示します。
30	実施方針	7	第1	1	(10)	維持管理業務の修繕業務に係る対価	修繕費の支払方法について記載されていませんが、例えば、2年ごとに定額とする等、修繕実施年度の実態に合わせて支払う等の想定はされていますか。修繕費を事業期間で定額とした場合、修繕費分が利益となり税金が生じることが懸念されます。	ご意見として承ります。修繕費の支払い方法について、現時点では事業期間内の数年単位で変動を調整することを想定していますが、詳細は入札説明書等でお示しします。
31	実施方針	7	第1	1	(10)	設計及び建設業務に係る対価	設計及び建設業務に係る対価のうち、どの程度の割合を事業期間中の割賦払いとすることを想定されていますか。	建設期間中に支払う金額と、事業期間中に分割して支払う金額の割合は、入札説明書等でお示しします。
32	実施方針	8	1	1	(10)	基本納付金の金額見直し	基本納付金は、「5年に一度その金額を見直す」とのことですが、感染症によるパンデミックのような事態が生じた場合は、見直し期間にかかわらず、柔軟な金額見直しに応じて頂けるお考えはありますでしょうか。また、金額見直しの具体的な手順や方法について、現時点でのお考えを教えてください。	現在までの指定管理の実績では、令和元年度、令和2年度に、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を鑑みて、納付金の見直しを行っています。ただし、災害やパンデミックのような事態における対応は、その状況・程度により全市的な判断となると考えております。5年毎の金額見直しの具体的な手順、方法については入札説明書等でお示しします。
33	実施方針	8	1	1	(10)	ウ 事業者が支払う納付金	「基本納付金」は、市と事業者で合意した固定額を毎年度支払うものとし」とありますが、「基本納付金」は、応募時に、事業者が提案する金額でしょうか。貴市より金額が指定される予定でしょうか。	基本納付金は、入札公告時に市が示す金額を下限として、事業者が提案頂くことを想定しています。なお、納付金の具体的な算定方法については、入札説明書等にてお示しします。
34	実施方針	8	1	1	(10)	ウ 事業者が支払う納付金	「基本納付金」が、応募時に、事業者が提案する金額であれば、その多寡を審査の対象とする予定でしょうか。	基本納付金の提案金額は審査対象とする予定ですが、具体的な評価方法は、入札説明書等にてお示しします。
35	実施方針	8	1	1	(10)	ウ 事業者が支払う納付金	「基本納付金」は、利用料金収入から、実際にかかった運営費を差し引いた収支がマイナス（赤字）になっても、事業者が市に支払う必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
36	実施方針	8	1	1	(10)	ウ 事業者が支払う納付金	「「変動納付金」は、利用料金収入から、実際にかかった運営費と基本納付金の合計金額を引いた差分において、一定割合の金額を変動納付金として、事業者は市に納付する。」とありますが、一定割合を具体的にお示しください。	納付金の具体的な算定方法については、入札説明書等にてお示しします。
37	実施方針	8	1	1	(10)	ウ 事業者が支払う納付金	「「変動納付金」は、利用料金収入から、実際にかかった運営費と基本納付金の合計金額を引いた差分において、一定割合の金額を変動納付金として、事業者は貴市に納付する。」とありますが、差分が発生しない場合は、支払う必要がないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
38	実施方針	8	1	1	(10)	前指定管理者による納付金額	実施方針のP.8に参考として前指定管理者による納付金額が示されておりますが、指定管理者の納付金額の計算式につきまして、具体的に教えて頂けますでしょうか。	毎年度の事業計画における収入額から管理運営経費を差し引いた額を納付額としています。
39	実施方針	8	1	1	(10)	前指定管理者による納付金額	実施方針のP.8に参考として前指定管理者による納付金額が示されておりますが、平成26年度が平成27年度以降に比べて、納付金額が少ないのは、どのような理由があるのか、教えて頂けますでしょうか。	大規模な催事の開催件数により利用料金収入に変動があることから、納付金も変動します。
40	実施方針	8	1	1	(10)	事業内容に関する事項 事業者の収入及び費用に関する事項	ウ事業者が支払う納付金において、「「基本納付金」は、市と事業者で合意した固定額を毎年度支払うものとし、5年に一度その金額を見直すものとする」とある一方で、「指定管理者としての業務開始後に、収入額が見込みを下回っても、協定書等に定めた基本納付金額は変更しない」とあります。この二つの記載をどのように理解すれば宜しいでしょうか。また、基本納付金を見直す場合に「どのような場合に」、「どのような基準をもって」見直すのかお示しください。 また、この規定は、別紙2リスク分担表(案)、運営リスクにおける需要変動リスク「不可抗力や通常予測不可能な事由による需要変動リスクは協議を行う」との記載と符合するものとの理解でよろしいでしょうか。	市と事業者で合意した固定額を協定書等に記載しますが、その年度内で収入額が見込みを下回っても合意した固定額は変更しません。5年に一度固定額を見直した際には見直した固定額を協定書等に新たに記載することとなります。 基本納付金は5年に一度の頻度で必ず見直すものとし、具体的な見直し方法は入札説明書等でお示しします。 ご指摘の通り、実施方針別紙2に定める「不可抗力や通常予測不可能な事由による需要変動リスク」に該当する場合には納付金の扱いも含めて協議する想定です。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
41	実施方針	8	1	1	(10)	事業者が支払う納付金	納付金の具体的な算定方法、納入方法・時期、金額見直し時期は入札説明書等において定めるとあります。変動納付金の算定方法等についても、固定納付金と同様に例えば5年毎に見直しを行えると考えてよろしいでしょうか。	納付金の具体的な算定方法、納入方法・時期及び金額の見直し時期等は、入札説明書等において定めませんが、現時点で変動納付金の算定方法を5年毎に見直すことは想定していません。
42	実施方針	8	1	1	(10)	事業者が支払う納付金	納付金の見直しを行うにあたり、見直しに足る理由が必要と史料します。例えばどのような理由であれば見直しが可能になるのでしょうか。	基本納付金は5年に一度の頻度で必ず見直すものとし、具体的な見直し方法は入札説明書等でお示しします。市と事業者で合意した固定額を協定書等に記載しますが、その年度内で収入額が見込みを下回っても合意した固定額は変更しません。5年に一度固定額を見直した際には見直した固定額を協定書等に新たに記載することとなります。
43	実施方針	8	1	1	(10)	ウ事業者が支払う納付金	パンデミックが将来的に発生した場合における納付金の減免等含め協議事項と捉えてよろしいでしょうか。	現在までの指定管理の実績では、令和元年度、令和2年度に、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を鑑みて、納付金の見直しを行っています。ただし、災害やパンデミックのような事態における対応は、その状況・程度により全市的な判断となると考えております。
44	実施方針	8	1	1	(10)	ウ事業者が支払う納付金	納付金について、以下の2点についてご教示ください ①納付金をあえて「基本納付金」と「変動納付金」の2つに分けた意図をご教示ください。 ②「変動納付金」は、「利用料金収入から実際にかかった運営費と基本納付金の合計金額を引いた差分において」としてですが、「実際にかかった運営費」の定義をご教示ください。例えば、サービス購入料で支払われる費用が想定よりも上回ってしまった場合は、「実際にかかった運営費」として計上することも可能でしょうか。	①MICE施設の特性上、長期的な需要予測が立てにくいことから、需要変動リスクに柔軟に対応できるよう変動納付金を設定しました。 ②「実際にかかった運営費」の計上方法については、入札説明書等において示します。 なお、維持管理業務（修繕業務を除く）及び運営業務について、サービス購入料は支払いません。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
45	実施方針	8	第1	1	(10)	ウ 事業者が支払う納付金	変動納付金の対象となる「利用料金収入」と「実際にかかった運営費」には、自主事業に係る内容は含まないものとして理解してよいでしょうか。（要求水準書の165ページに記載のア利用料金収入とウ管理運営経費が対象と考えてよいでしょうか。）そうでない場合は、自主事業の実施のモチベーションが大きくそがれるため、自主事業を含まないように条件の再考をいただけないでしょうか。	現時点では、自主事業にかかる収支は、変動納付金の算定には影響しない仕組みとする方針で検討しています。また、要求水準書（案）P175「（9）来場者サービス向上のための事業」に記載している事業は、自主事業には該当せず、変動納付金の算定対象とする方針です。変動納付金の具体的な算定方法は入札説明書等に示します。なお、自主事業の対象範囲を明確化する趣旨で、今後、要求水準書（案）を修正する予定です。
46	実施方針	8	第1	1	(10)	ウ 事業者が支払う納付金	前指定管理者による納付金額はどのような計算方法により出されたもので、市とどのような協議を経て決定しているのでしょうか？また、基本納付金（額）と変動納付金（率）は、過年度に当てはめた場合に実際の納付金額と近似するように設定され则认为てよろしいのでしょうか？	毎年度の事業計画における収入額から管理運営経費を差し引いた額を納付額としています。本事業における基本納付金と変動納付金については、利用料金を新たに定めること、5号館（仮称）が新たに加わることから、過年度の納付金額とは一致しないものとお考え下さい。なお、基本納付金及び変動納付金の支払方法の詳細は、入札説明書等に示します。
47	実施方針	8	第1	1	(10)	事業者が支払う納付金	事業者が提案する納付金の金額は、既存事業者の納付金の支払実績と比較されるのでしょうか。	本事業では5号館（仮称）と第4立体駐車場が加わり、施設利用料金体系がこれまでと異なることとなるため、過去の支払い実績にとらわれることはありません。
48	実施方針	9					レストランの行政財産使用料の単価ではなく、総額をお示しいただくことはできますでしょうか。	本事業においてレストランとしてご使用いただく範囲は任意といたします。そのため、総額はレストランの想定範囲を事業者様にて設定し、算出願います。
49	実施方針	9	1	1	(10)	事業者が支払う目的外使用に係る使用料	目的外使用料の対象となる一覧が記載されていると存じます。⑥机・椅子、⑬AEDは、設置により事業者収入に直結しない備品・設備と存じますが、この認識は誤りで利用料金収入があるのでしょうか。また、利用料金収入がなくとも、事業者所有備品を設置した場合＝目的外使用料対象になるということでしょうか。	事業者収入はありません。目的外使用料対象となります。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
50	実施方針	9	1	1	(10)	事業者が支払う 目的外使用に係 る使用料	④コインロッカーの6台は、事業者の費用により機材等を準備することとあります。 事業期間において、事業者が所有することになるのでしょうか。または、調達のみで業務開始時に市へ譲渡し所有権移転されるということでしょうか。	要求水準書（案）を修正します。 図表16に掲げる設備は全て事業者の所有とし、市へ譲渡・所有権移転等はいりません。
51	実施方針	9	1	1	(10)	事業者が支払う 目的外使用に係 る使用料	④案内用デジタルサイネージ等の記載があります。施設内のデジタルサイネージの投影面積分が目的外使用料対象になるのでしょうか。	案内用デジタルサイネージ等は目的外使用料の対象としません。
52	実施方針	9	1	1	(10)	事業者が支払う 目的外使用に係 る使用料	④案内用デジタルサイネージ等の記載があります。当該設備を使用し、事業者にて広告収入を得ることができると考えてよろしいでしょうか。	デジタルサイネージを使用した広告の掲出は想定していません。
53	実施方針	9	第1	1	(10)	事業者が支払う 目的外使用に係 る使用料	①事業者側でコインロッカーを調達する際に、現状回復義務は発生しますか。 ②コインロッカーでは収益性が確保できないと判断した場合、撤去することは可能でしょうか。 ③20台のうち6台のみ事業者が設置する理由があれば教えてください。 ④コインロッカー6台の設置場所は事業者側が任意で決められると理解して良いでしょうか。	①現状回復義務が発生します。 ②事業期間中におけるコインロッカーの設置は必須とします。 ③要求水準書（案）を修正します。図表16に掲げる設備は全て事業者にて設置するものとします。 ④この6台に限らず利用者が使いやすい場所であれば、設置場所は問いません。
54	実施方針	9	第1	1	(10)	事業者が支払う 目的外使用に係 る使用料	実施方針の表には、公衆電話や自動販売機などが記載されているが、この表に掲げられている各施設は、事業者側で設置するか否かを判断して良いでしょうか。	表に掲げている各施設は、要求水準書に定める「来場者サービス向上のための事業」として、必ず設置してください。 実施方針及び要求水準書（案）を修正します。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
55	実施方針	9	1	1	(10)	事業者が支払う 目的外使用に係 る使用料	自主事業として広告収入やネーミングライツによる収入を得 ることは可能でしょうか。	広告を目的とした施設内における看板の設置やデジタルサイ ネージを使用した広告の掲出は想定していません。ネーミン グライツについて本施設は対象としていません。
56	実施方針	11	2	2		スケジュール	1 社応札の場合でも成立しますでしょうか	1社応札提案の場合でもお示ししたスケジュールで審査等は実 施する予定ですが、落札者の選定にあたり総合評価点の最低 点を設けるかは入札説明書等に示します。
57	実施方針	15	2	4	(2)	応募者の構成等	開館準備業務、維持管理業務、運営業務を行う企業につい て、事業者提案の内容によっては、維持管理企業や運営企業 が職域（対象業務）を超えて連携を図ることが想定されま す。 例えば、運営企業が維持管理業務の一部を行うこととした場 合は、運営企業は維持管理企業としての「登録」が必要なの でしょうか。	運営業務を行う者が維持管理業務の一部を行う場合、維持管 理業務を行う者の要件を満たしている者が、運営業務を行う 者とは別に構成員又は協力企業に含まれていれば、運営業務 を行う者が、維持管理業務を行う者の要件を満たしていない ことも認めます。
58	実施方針	15	第2	4	(2)	応募者の構成等	構成員又は協力企業の下請会社として参加する場合、複数の コンソーシアムに参加しても問題は無いとの理解で良いで しょうか。	お見込みの通りです。
59	実施方針	17	1	4	(4)	設計業務・工事 監理業務を行う 者の参加要件	第4立体駐車場の設計業務・工事監理業務と5号館(仮称)の設 計業務・工事監理業務を別の設計事務所とした場合、第4立体 駐車場の設計業務・工事監理業務を行う者についても、実施 方針P. 17に記載された設計・工事監理の実績を求められます でしょうか。	第4立体駐車場のみの設計業務又は工事監理業務に関わる者に ついては、実施方針に定める実績要件（ア 設計業務を行う者 （ウ）、ウ 工事監理業務を行う者（ウ））は求めません。
60	実施方針	17	1	4	(4)	建設業務を行う 者の参加要件	第4立体駐車場の建設業務と5号館(仮称)の建設業務を別の建 設会社とした場合、第4立体駐車場の建設業務を行う者につい ても、実施方針P. 17に記載された建築一式工事の総合評点と 建設工事の実績を求められますでしょうか。	第4立体駐車場の建設業務のみに関わる者については、実施方 針（イ 建設業務を行う者）に定める要件は求めません。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
61	実施方針	18	2	4	(5)	応募者の構成員等の変更	参加表明書の提出後の構成員の変更について、「やむえない事由の例」とありますが、近年の厳しい予算の中で、民間事業者としてどうしても採算が合わないと判断した場合、1社の構成員の脱退がグループ全体の応募辞退につながる可能性があることから、「やむえない事由の例」に、「その他、市が変更を認めた場合」を設けていただき、上記のような例で構成員の変更を可能とすることを認めていただきたくことは可能でしょうか。	実施方針から「※ やむをえない事由の例」を削除します。なお、「やむを得ない事由」に該当するか否かは、個別事由ごとに市が判断します。
62	実施方針	18	2	4	(5)	応募者の構成員等の変更	入札説明書で具体的な記載をすると認識しておりますが、参加表明書を業務ごとに提出することが一般的ですが、例えば、一部の維持管理業務を運営事業者が担った方が効率的な場合があり、このような時に運営事業者が参加表明書で維持管理業務を担う事業者として登録していないことで、創意工夫が発揮できない場合もあります。 資格や専門性等が必要な業務を除き、参加表明書で業務を縛るのではなく、運営と維持管理の各業務において、民間ならではの柔軟なスキームが組立てることが可能なようにご配慮いただきたく、お願い致します。	運営業務を行う者が維持管理業務の一部を行う場合、維持管理業務を行う者の要件を満たしている者が、運営業務を行う者とは別に構成員又は協力企業に含まれていれば、運営業務を行う者が、維持管理業務を行う者の要件を満たしていないことも認めます。
63	実施方針	18	第2	4	(5)	構成員・協力企業の変更	構成企業や協力企業が指名停止を受けた際に、構成員や協力企業の変更も認められずにそのまま失格となることは、各社のリスクが大きく本件の参加を躊躇することになりかねません。（変更を認めるなど）当該リスクの緩和について検討をお願いします。	実施方針から「※ やむをえない事由の例」を削除します。なお、「やむを得ない事由」に該当するか否かは、個別事由ごとに市が判断します。
64	実施方針	18	4	-	(5)	応募者の構成員等の変更	応募者における構成員等が参加資格要件を欠いた措置で失格とするのは代表企業のみとし代表企業を除く構成員は対象としないことを検討して頂けないでしょうか	実施方針から「※ やむをえない事由の例」を削除します。なお、「やむを得ない事由」に該当するか否かは、個別事由ごとに市が判断します。
65	実施方針	18	第2	4	(5)	応募者の構成員等の変更	構成員の変更について「やむを得ない場合」のみ、認められているが、協力企業と同じ記載内容に変更していただけないでしょうか？	実施方針から「※ やむをえない事由の例」を削除します。なお、「やむを得ない事由」に該当するか否かは、個別事由ごとに市が判断します。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
66	実施方針	20	第2	5	3	失格の場合の違約金	貴市の他PFI案件で、不正2事由によって事業契約が解除された場合に、事業期間全般にわたり、多額の違約金が請求される定めがありました。その定めにより、金融機関よりSPCのスポンサー企業に引当を要求されるため、資金調達に影響が出てプロジェクトファイナスが組成できなくなる可能性があります。	現時点では、ご指摘の違約金について、本事業にかかる落札金額の100分の10に相当する金額とする方向で検討していますが、詳細は入札説明書等に示します。
67	実施方針	20	2	5	(3)	(イ)総合評価	審査基準においてイニシャルコストと運営収支のウェイト付けはどのようにお考えですか	落札者決定基準等に示します。
68	実施方針	24	第3	1	(1)	リスク分担の基本的考え方	リスク分担の考え方として「想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを分担するとの考え方」に基づき…とされ、「業務に伴い発生するリスク…事業者が負う」「市が負うべき合理的な理由がある事項…市が責任を負う」となっています。この考え方に異存ありませんが、リスク分担表において「業務に“伴わない”リスク」が事業者負担となっているものが散見されます。 例えば、運営リスクの事故リスクでは「市が行う業務に関する事故…市の責めに帰すべき事由によるもの」が市の負担になっている一方で、「上記以外の理由によるもの」が民間事業者の負担となっており、これでは来場者など第三者に起因する事故も民間事業者が負担する建付けとも読み取れます。民間事業者のリスク負担は、自らの業務に起因するものと明記戴けないでしょうか。なお、この認識に誤りが有る場合は御指摘・御説明をお願い致します。	原文のままとします。 なお、帰責事由のある第三者に対して事業者が求償することは妨げません。
69	実施方針	24	3	1	(1)	リスク分担の基本的な考え方	現在のイベント等の開催状況、施設の利用状況をお聞かせいただきたい。また、after/withコロナ時代の運営の見通しもあればお聞かせください。	現在のイベント等の開催状況、施設の利用状況については閲覧8_使用状況報告書・月別集計表(平成28-令和2年度)を参照ください。 見通しに関して、利用形態は変わってくることもあるかと考えられますが一定需要は戻ってくると想定しています。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
70	実施方針	24	3	1	(2)	予想されるリスクと責任分担	34ページの別紙2リスク分担表(案)の△の意味を教えてください	主たる負担者を○、従たる負担者を△としていますが、具体的なリスク分担は事業契約書（案）に示します。
71	実施方針	34	別紙2	-	-	不可抗力	※3に不可抗力は天災や戦争、テロ、疫病（コロナ感染症も含む）等を想定している。と記載されておりますが、コロナ影響による事業者収入減となった場合、提案時に示した基本納付金は不可抗力として適用され、基本納付金を減額することは可能でしょうか。	現在までの指定管理の実績では、令和元年度、令和2年度に、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を鑑みて、納付金の見直しを行っています。ただし、災害やパンデミックのような事態における対応は、その状況・程度により全市的な判断となると考えております。 5年毎の金額見直しの具体的な手順、方法については入札説明書等でお示しします。
72	実施方針 別紙2	34				リスク分担表（案） 社会リスク 住民対応	事業者が実施する業務に関する反対運動・訴訟に関して、事業者の責めによらない場合は市と協議に変更できないでしょうか。	原文のままとしますが、本事業そのものに対する反対運動や、市が事業者に指示した内容により反対運動・訴訟等が発生した場合、市と協議とします。
73	実施方針	34				別紙2 リスク 分担表（案）	マーケットリスクのうち消費税変更（サービス購入料に係る消費税の変更によるもの）が民に○が付いていますが、市ではないでしょうか？	お見込みの通りです。実施方針・別紙02を修正します。
74	実施方針	35				別紙2 リスク 分担表（案）	維持管理リスクのうち施設・設備損傷（既存施設において上記以外で1件300万円以下の小規模なもの）が民に○が付いていますが、精算対象経費ではないでしょうか？ 民の負担とする場合、入札時の算定は困難のため、年度の総額に上限を設けて頂きたい。	精算対象経費の対象となるため、市の負担となります。なお、精算対象経費は、毎年度、市が別途予算措置した金額を、上限額として年度協定書等に定める予定です。
75	実施方針	36	別紙2	-	-	技術革新リスク	技術革新等による施設・設備の陳腐化で発生する費用が事業者の負担となっておりますが、長期にわたる事業期間であり、施設、設備の技術的な陳腐化が発生する可能性が高いと思われます。 一方で、その陳腐化を発生させる技術革新については想定が困難です。本リスクが事業者負担であると過度に事業者がリスクを負担する可能性があると思われますので、再考いただけないでしょうか。	別紙2 リスク分担表（案）に示しているとおり、技術革新等に伴う施設・設備の陳腐化のうち、市の指示により発生する増加費用は、市が負担することとしています。 なお、現時点では、技術革新等に伴い、予測し得なかった新技術を導入することに妥当性が認められる場合、市と事業者が協議のうえ、市が新技術の導入について指示することを想定しています。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
76	実施方針	36				別紙2リスク分 担表	不可抗力リスクに伴う損害について、その範囲は不可抗力に伴う「利用料収入の減少」も範囲に含めていただけないでしょうか。（経済的損害）	ご指摘の損害は「運営リスク」の「需要変動」の範囲と考えております。 なお、現在までの指定管理の実績では、令和元年度、令和2年度に、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を鑑みて、納付金の見直しを行っています。ただし、災害やパンデミックのような事態における対応は、その状況・程度により全市的な判断となると考えております。
77	実施方針	36				別紙2 リスク 分担表（案）	※3の不可抗力について、維持管理・運営段階では「当該年度の維持管理・運営費の1%」までを事業者負担とする例がありますが、維持管理費・運営費それぞれにおいて1%として頂きたい。	現時点では、維持管理・運営段階における不可抗力による増加費用又は損害等について、維持管理業務及び運営業務のそれぞれにおいて、事業計画提案時における単年度あたり維持管理費又は運営費の1%を上限に事業者が負担する方向で検討していますが、詳細は入札説明書等に示します。
78	実施方針					法人事業税について	PFI事業において、法人事業所税の納付は行う必要はあるのでしょうか。	本事業において、事業所税の納付は必要となります。
79	要求水準書	iv				別紙資料・参考 資料の公表につ いて	実施方針にて併せて公表されている閲覧・貸与資料は、別紙資料・参考資料と整合していると考えてよろしいでしょうか。	閲覧・貸与資料は、別紙及び参考資料と必ずしも整合している訳ではありません。資料相互間に矛盾や齟齬がある場合、要求水準書及び同別紙の記載内容を優先してください。
80	要求水準書 (案)	4	2	5	(イ)	本施設の目指す 姿	文化的（吹奏楽、COP、世界デザイン博覧会）等国际イベントを重視していく施設として理解してよろしいでしょうか。	大規模催事の誘致や開催を手段として、都市ブランドの向上、国際交流の推進、産業・学術・文化の向上に資する施設とすることを目指しています。
81	要求水準書 (案)	6	1	2	(11)	周辺施設との連 携	本事業については周辺環境との調和が重要であると認識しております。周辺施設との連携に関し、「市が…事業を実施する場合…当該事業に協力すること」とありますが、どのような事業の実施を想定されていますでしょうか。また、堀川の水上交通、白鳥庭園・白鳥公園等の周辺施設事業者と名古屋市様、現指定管理者様は定期的に情報交換等をされているのでしょうか。	本事業は事業期間が長期に渡るため、その間に周辺施設においても整備事業が実施される可能性があることを想定しています。また、水上交通の試験運行等ソフト事業も対象として想定しています。 本事業を進めるにあたっては本市関係課公所（水上交通、白鳥庭園・白鳥公園、堀川）と密に情報交換を行って参ります。また、現指定管理者は自主的に白鳥庭園の指定管理者等と定期的に情報交換を行っています。
82	要求水準書 (案)	6	1	2	(11)	周辺施設との連 携	市が堀川、白鳥公園・白鳥公園等周辺施設において事業を実施する場合とありますが、現時点で構想はございますか	本事業は事業期間が長期に渡るため、その間に周辺施設においても整備事業が実施される可能性があることを想定しています。また、水上交通の試験運行等ソフト事業も対象として想定しています。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
83	要求水準書 (案)	6	第1	2	(11)	周辺施設との連携	周辺施設との管理を一体的にやることは難しいとのことですが、市として何か考えはありますか？	河川、公園は緑政土木局の所管であるため、本事業と一体的な運営・管理は現時点では想定していません。運営時には管理者間の連携による一体的な魅力向上を期待しています。本市も、本事業を進めるにあたっては本市関係課公所（水上交通、白鳥庭園・白鳥公園、堀川）と密に情報交換を行って参ります。
84	要求水準書 (案)	7	1	4	(1)	要求水準の変更事由	要求水準の変更事由について、「特別な業務内容が常時必要なとき又は業務内容が著しく変更されるとき」とありますが、「常時」とは具体的にどの程度の期間でしょうか。また「著しく変更」とは具体的にどのような状況でしょうか。現時点で想定されている内容についてご教示ください。	具体の想定はありません。個別具体的内容については、市と事業者で協議して決めることになります。
85	要求水準書 (案)	7	1	4	(2)	要求水準の変更手続き	要求水準の変更手続きについて、「市は、要求水準を変更する場合、事前に事業者へ通知する」とありますが、要求水準の変更事由に該当する事象の発生状況に応じ、事業者側から変更手続きに向けた協議を行いたい場合の手続きについてご教示ください。	全体統括責任者を通じて、市に協議を申し出てください。
86	要求水準書 (案)	7	第1	6		要求水準書の規定の取扱い	「当該特定の方法と同等以上の性能が得られると市が認めた場合、採用することができるものとする。」とありますが、どの程度のスケジュールで回答頂けますでしょうか。	提案時点で要求水準書等に示す方法以外の提案を検討している場合、入札公告後の事業者対話において、提案の可否についてご相談ください。
87	要求水準書 (案)	9	1	10	(2)	建設期間終了後における出資比率の変更	「建設期間終了後における構成員間の譲渡（出資比率の変更）については認めるものとする」とのことですが、かかる出資比率変更により、代表企業の変更についても認められるとの理解でよろしいでしょうか。	設計・建設期間と維持管理期間（令和8年4月前後）では、出資比率変更により、代表企業の変更は認めるものとしますが（代表企業は出資比率が最大になるものとする）、設計・建設期間内及び維持管理期間内での代表企業の変更は認めません。なお、設計・建設期間と維持管理期間とで代表企業を変更する場合は、提案時にその旨について提案してください。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
88	要求水準書 (案)	9	第1	10	(2)	特別目的会社の 設立	「建設期間終了後における構成員間の譲渡（出資比率の変更）については認めるものとする。」とは、代表企業のスイッチを意味するものと考えてよろしいでしょうか。	設計・建設期間と維持管理期間（令和8年4月前後）では、出資比率変更により、代表企業の変更は認めるものとしますが（代表企業は出資比率が最大になるものとする）、設計・建設期間内及び維持管理期間内での代表企業の変更は認めません。 なお、設計・建設期間と維持管理期間とで代表企業を変更する場合は、提案時にその旨について提案してください。ただし、代表企業を変更する提案をしたにもかかわらず、実際には変更しないことは認めません。
89	要求水準書	10	1	11	(1)	人員体制	参考a（略）がありつつ、提案を拘束するものではないとあります。 少なくとも当該参考資料と同等の体制が確保できていれば要求水準を満たすと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書（案）で求めている性能を順守できるのであれば、参考aに示す実施体制の確保は必須ではありません。また、参考aに示す実施体制を満たしたことをもって、要求水準を満たしている訳ではないことについてご注意ください。
90	要求水準書	13	1	16	(1)	事業者が加入すべき保険（維持管理）	維持管理業務等に係る保険について、特定の保険名称の指定がございませんが、いわゆる「請負業者賠償責任保険」にて足ると考えよろしいでしょうか。 「法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を担保する保険」について、具体的な保険商品（保険商品名）についてモデルがあれば御教示願います。	事業者が加入する保険については、入札説明書等において示します。
91	要求水準書 (案)	19	第2	1	(6)	イ 土壌汚染状況	土壌汚染対策は、表層調査・深度方向調査を経ないと除去量が分からず算定不可であり、事業費に含めることが困難です。別途として下さい。	土壌汚染対策に係る費用は事業費に見込むものとします。なお、名古屋市土壌汚染対策法に基づく区域の指定HP（要求水準書（案）P20）をご参照ください。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
92	要求水準書 (案)	19	第2	1	(4)	既存不適格の取扱い	提案時の検討において既存施設に既存不適格の箇所が新たにあることを認識した場合、事業者間で費用の見積に差異が発生することになり、公平性が確保されないのではないのでしょうか。	既存施設の既存不適格箇所のうち主要なものは要求水準書（案）に記載していますが、公表資料から推測しにくい既存施設の既存不適格箇所が明らかになった場合、実施方針等に対する質問や、事業者対話時に質疑として挙げていただくことで広く周知を図ることができ、公平性が確保されるものと考えます。
93	要求水準書 (案)	20	2	1	(7)	既存施設のシャッターの危害防止装置	敷地内屋根付歩廊については、「既存施設のシャッターの危害防止装置の設置等が完了していないので、現在、仮使用状態である」とあり、「上記の完了手続きも本事業に含む」との記載があります。 既存施設のシャッターの危害防止装置の設置については、今回の事業範囲に含み、敷地内屋根付歩廊は仮使用状態のまま、事業者へ引き渡されるとの理解でよろしいでしょうか。その場合、シャッターの危害防止装置を設置する箇所を具体的にお示しいただけますでしょうか。	お見込みの通りです。 危害防止装置を付けるのは、既設の全ての防火シャッターになりますので、図面の建具表と配置平面図でご確認下さい。
94	要求水準書 (案)	23	第2	2	9	4. 浸水対策	本敷地において過去に生じた最大の水位及び将来生じる可能性のある最高水位に対して、施設への浸水を防ぐように計画するとありますが、H27年水防法改正による降雨条件概ね1000年に1回程度起こる大雨を想定するという要求水準でしょうか。	最新の洪水・内水ハザードマップ、津波ハザードマップ、高潮浸水想定区域、名古屋市地域強靱化計画、伊勢湾台風による浸水状況図等の浸水実績、浸水予想等を踏まえて、施設への浸水を防ぐ計画としてください。単に、「降雨条件概ね1000年に1回程度起こる大雨を想定」するものではありません。
95	要求水準書 (案)	25	2	2	(1)	共通の要求水準 基本要件	4更新性「上記に加えて、将来の増築や設備容量の増強のための予備スペース等に留意して計画すること。【5号館】」とありますが、「将来の増築」とは何を想定していますか。	現段階では将来の増築を特に想定していません。増築だけに限らず、設備増設等に対応できるよう予備スペースを計画してください。
96	要求水準書 (案)	26	2	2	(2)	共通の要求水準 外構計画	「緑化地域制度により増築後の延床面積が1.2 倍を超えるととき、緑化10%+市施設5% よって15%以上が必要となる。従って、制度に準じて、オアシス広場の園路を緑化するなどして積極的な緑化を図るものとし、既存の緑地面積に近づけること」とありますが、既存の緑地面積にどの程度近づければよいのか明確にお示しください。	本事業では5号館（仮称）を増築することにより、既存の緑地が大きく減少することが想定されます。一方で現在の国際会議場は緑の多い散策路として親しまれています。そのため、5号館（仮称）による緑の減少が感じられない程度まで緑化を図ることを想定しています。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
97	要求水準書 (案)	26	第2	2	(2)	渋滞緩和対策	渋滞緩和のために事業者側でできることは限界がありますが、市として何か考えはありますか？	ハード面の対策は要求水準書（案）に盛り込んでいますが、他に渋滞緩和に寄与する対策があれば提案ください。また、運営段階においても事業者単独で取り組むことのできる効果的な対策を期待しています。
98	要求水準書 (案)	30	第2	2	(7)	ユニバーサルデザイン	センチュリーホール1階のトイレは階段を使わないと利用できない場所にあるが、ユニバーサルデザインとしてこれを改善することまで求められるのでしょうか。	要求水準として改善することを必須とはしませんが、事業者の提案を妨げるものではありません。
99	要求水準書 (案)	31	2	2	(8)	共通の要求水準 サイン計画	「平成28年に更新されたマルーン色をベースとしたサイン（名古屋工業大学伊藤孝紀研究室と現指定管理者の共同デザインによる）は、そのデザイン（視認性、機能性、役割等の特徴およびそこに至る考え方）を踏襲し、5号館（仮称）などの増築による追加情報を反映した変更を行うこと」とありますが、デザイン踏襲に当たって著作権等の制約はありますか。また、書体デザインの規格等はお示しいただけるのでしょうか。	デザイン踏襲に当たり著作権等の制約はありません。書体デザインの規格については、実施方針 第2章第3節第5項の「資料の閲覧・貸与」に記載の閲覧・貸与資料の中に「平成28年度 国際会議場館内サイン計画概要.pdf」がありますので、参考としてください。その他、サインに関わる詳細なデザインに関しては設計段階で協議いたします。
100	要求水準書 (案)	32	第2	3	(1)	ア 改修方針	全4回での現地見学会のみで施設全体を把握し、改修計画を立案・検討することは困難です。必要に応じて調査の機会を設けて頂きたい。	全4回の現地見学会にて調査をお願いします。 なお、現時点では、入札公告後に応募者ごとに現地見学の機会を設けることについて検討していますが、詳細は入札説明書等に示します。
101	要求水準書 (案)	32	第2	3	(1)	イ 改修計画概要	「別紙10 改修基本計画図」の公表については、改修計画が既存訴求を視野に検討することも想定されることから、その検討に相応の時間が必要なため、入札公告時の公表ではなく、可能な限り早く公表していただきたい。	ご意見を踏まえ、別紙10について可能な限り早く公表します。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
102	要求水準書 (案)	33	2	3	(1)	既存施設の要求 水準 基本方針	ウ改修工事内容と考慮すべき点(ア)建築工事についてにおいて「機能的な改善としては、2号館1階のクロークの拡張、3号館地下1階の湧水・土圧による床割れの根本的対策等がある。特に3号館地下1階の床割れについては、これまでも何度か修繕を行っているが、時間の経過により再び膨れが生じる状況である。本改修で根本的な解決ができるよう、有効な対策の提案を行うこと」とありますが、これまでに実施した修繕工時の履歴等（実施時期・工法・施工業者による報告書等）をお示しください。	主な修繕工事の履歴等は閲覧・貸与資料においてご確認下さい。なお、軽微な修繕については記録が無いものもあります。 3号館地下1階の床割れに関しては、現状、階段室の床に膨れが生じていますが、同様の膨れがレストラン内のガラス壁面沿いにもありました。この膨れは平成23年度に改修しましたが、その後再発し、令和元年度にも改修しています。改修はいずれも床面のはつり、床下地調整、長尺シート張替えを行っています。
103	要求水準書 (案)	33	第2	3	1	ウ(イ)一般設備	4号館地下への特別高圧幹線がトレンチ湧水に浸かっている事に対し、中電と協議して対策を行う事とありますが、湧水を止めるのではなく、ポンプアップによる排出などを考えれば宜しいでしょうか。	特別高圧幹線の敷設状況の現地確認や電力会社（中部電力）との協議等を通して、必要な対策をご検討ください。
104	要求水準書 (案)	33他	第2	3	ウ	(ア)工事着手前後の音響性能測定	音響測定計画書を提出し、市の確認を得る事となっていますが、新築時の計画書や測定記録を貸与頂きたいです。	現状残っている測定記録について、閲覧・貸与資料として、追加で貸与致します。
105	要求水準書 (案)	34	第2	3	1	改修工事の設計 変更	市は、必要があると認める場合、・・・、設計変更を求めることができ、その場合、面積増や大幅な仕様変更が伴わない限り、契約の範囲内で対応するとありますが、「契約の範囲内」の意味をお教えください。	当初の契約金額内で対応することを意味しています。
106	要求水準書 (案)	35	2	3	(2)	既存施設の要求 水準 建築に関する要求水準	(2) 建築に関する要求水準 ア防水改修工事において、「現況で雨漏りの発生している箇所については、「別紙11 雨漏り等状況説明図」を参照し、原因を究明した上で防水改修等の方法を検討し十分な対策を行うこと」とありますが、限られた回数と時間の現地調査では、すべての漏水の原因究明は困難だと考えます。このため、要求水準に示された改修仕様及び数量に基づき見積もることよろしいでしょうか。	改修仕様及び数量はあくまで参考です。現地見学会で現場を確認していただき、現場との相違がある場合は現場を優先し、事業者の経験に基づき考えられる可能性を加味して必要な工法、数量でお見積り下さい。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
107	要求水準書 案	35	第2	3	(2)	センチュリー ホール来賓控室	漏水部分を確認して対応すること。とありますが、現状から、センチュリーホール来賓控室の漏水対策は難航することが予想されます。漏水状況を具体的に教えていただき、要求水準の記載をより明確にしていただけませんか。 また、本件に限らず要求水準書で想定されている以上の故障、修繕化が見つかった場合の貴市とのリスク分担の考え方についてご教授ください。	改修仕様及び数量はあくまで参考です。現地見学会で現場を確認していただき、現場との相違がある場合は現場を優先し、事業者の経験に基づき考えられる可能性を加味して必要な工法、数量でお見積り下さい。 なお、雨漏りの原因究明の結果、提案内容と相違していた場合でも数量変更の対象にはなりません。 入札説明書等から合理的に想定される以上の故障、修繕箇所が見つかった場合、実施方針 別紙2「維持管理リスク」「施設の契約不適合等」の「事業期間中に既存施設の躯体以外で、公募資料或いは事業者が実施した測量・調査から予測不可能なもの」に該当すれば、事業者と本市とで協議いたします。
108	要求水準書 (案)	38	2	3	(2)	外壁診断調査報告書	ウ外壁改修工事、外壁タイルの数量欄に「1号館は平成31年の外壁診断調査報告書、2～4号館は平成25年の外壁診断調査報告書による」とありますが、それぞれの報告書を開示いただけますでしょうか。	閲覧・貸与資料として、追加で貸与致します。
109	要求水準書 (案)	38	第2	3	(2)	ウ 外壁改修工事	平成31年の外壁診断調査報告書、平成25年の外診断調査報告書を公表して頂きたい。	閲覧・貸与資料として、追加で貸与致します。
110	要求水準書 案	42	第2	3	(2)	(エ) 雨水排水・湧水排水の経路変更に伴う対策	排水設備の清掃等として過去に実施した清掃内容、費用等を具体的にお示しください。また、貴市が想定されている清掃頻度もお示しください。	直近5年間では湧水ポンプ排水管の部分清掃や一部配管取替え、ポンプの更新等で平均して毎年200万円程度で実施しています。 整備後の排水設備の清掃頻度については、水質の状況等にもよりますが、4～5年に1度程度の全体清掃を想定しています。 要求水準書（案）に想定頻度を追記します。
111	要求水準書 (案)	45	2	3	(2)	既存施設の要求水準 建築に関する要求水準	キ 内装改修工事において、石貼り仕上げや天井の軽鉄下地に関して「既設流用」も可とありますが、この場合の「既設流用」とは、現状のまま手をかけることなく、継続使用することよろしいでしょうか。	設備更新に伴う改修を行った上で、既設流用とすることは可能です。①本事業における当初の（設計・建設期間における）改修工事の対象外ではありますが、その後の維持管理期間中の任意の時期に必ず修繕・更新を行うもの、②当初の（設計・建設期間における）改修工事をしますが、事業期間中に再度更新が発生すると予想されるものの更新に伴う石貼り仕上げや天井の軽鉄下地等の更新に係る費用は本事業に含まれます。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
112	要求水準書 (案)	45他	第2	3	3)～(5	(3)電気(4)空調 (5)衛生の各設 備要求水準 主要機器の更新	地下電気室や機械室からの受変電機器、熱源機器の搬出入のルートが無い感じでした。新築時の搬入計画がどうしていたのかや、既存建具寸法などの解る竣工図の開示をして頂きたい。 その上で計画後に、現地調査を行い立案内容の適切さを確認し、そこから積算に反映させることが必要です。 従い、4回の市主導による現地説明だけでなく、事業所主体のペースによる現地調査の機会を与えてもらう必要があります。	閲覧・貸与資料にて提供済みの竣工図を閲覧の上、搬出入ルートをご検討ください。検討する中で確認が必要な箇所が発生しましたら、具体的にご質疑いただければ、改めて回答いたします。また、残り2回の見学会でも、各事業者様単独で見学する時間を設けますので、詳細な見学はその機会を活用ください。 なお、現時点では、入札公告後に応募者ごとに現地見学の機会を設けることについて検討していますが、詳細は入札説明書等に示します。
113	要求水準書 (案)	45他	第2	3	2)～(5	(3)電気(4)空調 (5)衛生の各設 備要求水準、及 び、(2)別紙 12：内装工事要 求水準 内装解体範囲	別紙12に、天井、壁の建築解体範囲はボードまでとし、下地LGSまでの撤去は設備からの要求による範囲と記載があります。設備からの明示が出来ないと工事計画と見積りから落ちてしまう。設備は配管配線、ダクトなど全更新。設備設計が既存を調査し既存撤去図に詳細に明記されていないと、部分解体費用の抜け落ちリスク大きく、工事ボリュームも大きく変わり工期遅延等につながりかねないです。現在記載されている数量表/改修仕様とは全く数量や内容が異なってくることになります。従い、内装は部分解体ではなく、全解体のスケルトンとして頂きたい。内装も継ぎはぎにならず良い物が出来ますし、余計な仕上残置部の部分養生費用も発生しなくなります。部分残置とスケルトンでは設備更新工事の歩掛も大きく異なってきます。	既存の天井、壁について、設備または設備配管類が通っていない場所があるほか、設備の更新方法によってもどこまで内装撤去が必要か異なるため、撤去範囲も含めて事業者の提案と考えています。既設図面や現地調査などを踏まえた上で、御社のご知見のもとご検討願います。スケルトンにした方が良いというご判断であればその提案を妨げるものではありません。 ただし、その場合においても契約金額は変更しません。
114	要求水準書 (案)	62	第2	3	イ	(ア)電力引込	引込負担金が発生した場合は事業者の負担とする。とありますが、事業者決定後の電力会社との協議事項となる為、予め予見し費用計上する事は不可能です。負担金が発生した場合は、市の負担として頂きたいです。	原案のままいたします。電力会社（中部電力）と協議する等した上で、引込負担金として必要な費用を事業費として見込んでください。 なお、事業計画提案にあたり、事業者の責任において中部電力にご確認頂くことは差し支えありません。
115	要求水準書 (案)	72	第2	3	1	(ヒ)エレベーター設備	全面更新する6台以外は、既存流用とした4台のエレベーターは事業期間内に適宜更新する事とするとありますが、現行法に適しており、既存遡及対象とはならないとの認識で宜しいでしょうか。	お見込みの通りです。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
116	要求水準書 (案)	91	第2	3	(5)	排水設備	雨水ろ過装置は撤去とするとありますが、今後、雨水を再利用は行わないものと理解してよろしいでしょうか。	既存の雨水再利用の設備が砂の流入が多く利用が困難であるため、雨水利用系統は工業用水道に切り替え済みです。改修後も雨水の再利用は想定していません。
117	要求水準書 (案)	102	第2	4	(1)	基本方針	「これらの施設とのすみ分けも重要である。」とありますが、市はどうすみ分けを考えているのでしょうか？	本施設は、固定席3,012席のセンチュリーホールを有する国内有数の大規模国際会議施設であり、主に国際会議や学術会議等の大規模会場としての役割を担っており、展示スペースは学会を中心とした展示会併設型の中・大型会議のパネル展示や関係業界の製品展示、レセプション会場・バンケット会場としての利用、講演会会場・分科会会場、ポスターセッション会場など、多目的な用途で利用することを想定しています。一方で、国際展示場は、全体で約3.4万㎡の展示面積を有する国内有数の大規模展示施設であり、主に展示会・見本市の大規模会場としての役割を担っており、見本市や展示会を主体として重量物を伴う大規模展示が主な用途です。こうした役割の違いを踏まえ、国際会議場及び国際展示場の両施設の競争力強化を図りつつ、施設の特徴を活かした運用としていきたいと考えています。
118	要求水準	115	5	(2	カ	諸室	既存の管理室は解体して新規に計画と言う事になりますか、また既存改修でも良いですか。	管理室は新規に設ける想定としております。
119	要求水準書 (案)	115	第2			第4立体駐車場の要求水準	現在ある擁壁のラインと異なる位置に擁壁を設ける提案は可能でしょうか。	図示した擁壁ラインは市の想定であるため、これと異なる提案を妨げるものではありません。
120	要求水準書 (案)	118	第2	5	(4)	景観及びデザイン計画	第4立体駐車場はどの程度の緑化面積を確保する必要があるのでしょうか。	要求水準書(案)P26 ア植栽 に従い、第4立体駐車場(仮称)単独ではなく、本敷地全体で必要な緑を確保してください。なお、第4立体駐車場(仮称)西面は、バレット型壁面緑化を採用し、それ以外の面は、ルーバーや壁面緑化等により景観に配慮してください。
121	要求水準書 (案)	119	第2	5	(7)	昇降機設備	第4立体駐車場に設置するエレベーターの設置台数に制限はありますか。	要求水準書(案)P119に記載のとおり、20人乗りエレベーターを2基設けてください。
122	要求水準書 (案)	124	第2	5	(7)	雨水貯留設備	雨水貯留設備はどの程度の容量を想定されているのでしょうか。	別紙23 雨水抑制施設対応資料で示す予定ですが、「名古屋市雨水流出抑制実施要綱」に従い整備してください。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
123	要求水準書 (案)	125	3	1	(4)	全体統括責任者	統括管理責任者は、代表企業から配置する必要がありますでしょうか。また統括管理責任者は現地に常駐する必要がありますでしょうか。 また「全体統括責任者」について、必要な条件等があればお示しいただけないでしょうか。	全体統括責任者は、代表企業または構成員から配置するものとしますが、現地への常駐は求めません。また、必要な条件は、要求水準書「統括管理業務に関する要求水準」を遵守することを求めます。 なお、「全体総括責任者」は「全体統括責任者」に修正致します（本事業において「統括管理責任者」の表記は使いません。）。
124	要求水準書 案	125	第3	1	(1)	統括管理業務	統括管理業務については、サービス購入料の対象となっていますが、開業前、開業後問わず、支払い対象であるという認識で間違いないでしょうか。	運営業務及び維持管理業務に係る統括管理業務については、サービス購入料の対象外となります。
125	要求水準書 (案)	130	4	2	(1)	事前調査及びその関連業務	「事業者は、自らの提案において必要となる現況調査…、各種調査業務を事業者の責任において、必要な時期に適切な内容で行うこと」とありますが、提案書作成段階で調査のため敷地内の出入りして問題ないという理解でよろしいでしょうか。 また、調査の前後で名古屋市様への提出書類、報告義務等ありましたらお示しください。	「自らの提案において必要となる現況調査…」とは、ご提案いただいた事業内容を実施するために必要な調査を意味しており、事業者選定後の調査を想定しています。 事業者選定段階では、全4回の現地見学会にて調査をお願いします。 なお、現時点では、入札公告後に応募者ごとに現地見学の機会を設けることについて検討していますが、詳細は入札説明書等に示します。
126	要求水準書 (案)	131	第4	2	(2)	イ 積算業務	基本設計に基づく積算が入札金額を上回った場合、実施設計での変更（VE）を認めて頂きたい。	要求水準を下回らない範囲及び提案内容を逸脱しない範囲を原則とし、VE内容の採用については協議によります。
127	要求水準書 (案)	134	第5	1	(5)	ア 建設業務計画書（着手前業務）	下請負届が建設企業からの発注者を意味する場合、着工時点では決まっていないことと、膨大な数の発注先が予想されるため削除して頂きたい。	下請負届は提出頂くものとします。確定・予定・未定に分けて提出いただき、確定する毎に提出いただければ結構です。
128	要求水準書 (案)	136	5	2	(2)	建設工事着手前業務 ア 近隣調査・準備調査等	近隣住民等への説明会について、実施方針公表以前に説明会が開催されたかどうか実績の有無を教えてください。 また、本事業に関する周辺住民あるいは周辺事業者からの意見等、名古屋市様が把握されているご意見はありますでしょうか。	実施方針の公表時期に合わせて、名古屋国際会議場が立地する熱田区の区政協力委員協議会で事業概要の説明を行っています。説明時には、「建設工事時に渋滞が発生しないようにして欲しい。特に西側道路は片側1車線で心配である。」との意見をいただいています。
129	要求水準書 (案)	136	5	2	(2)	仮設計画	「工事期間中にも名古屋市中央卸売市場本場関係者がバス駐車場を夜間に駐車利用できる仮設計画とすること」とありますが、名古屋市中央卸売市場本場関係者が利用する範囲を動線を含め、図示頂けますでしょうか。	「対話別紙 工事期間中における名古屋市中央卸売市場本場関係者の駐車場利用範囲」をご参照ください。なお、市場本場関係者が入出庫するのは午前2時から午前8時までで、時間帯は市場側がガードマンを配置しています。これを踏まえた仮設計画をお願いします。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
130	要求水準書 案	139	第5	2	(5)	什器・備品設備 等設置業務	契約期間終了後、リース物件を市に無償譲渡するためには、その物件が事業者の所有であることが条件になりますが、リース契約によっては所有権が事業者に移らない場合もあります。 その場合無償譲渡の対象ではないという理解でよろしいでしょうか。	契約期間終了時には、要求水準書に示す備品・設備等が揃った状態で、市に引き渡してください。
131	要求水準書 案	140	第5	2	(5)	(ウ) 更新する 什器・備品設備 等の選定	砂漠の泉は引き続き設置しなくてはならないでしょうか。事業者が不要と判断した什器・設備の内、特に廃棄してはいけないものがあればお示しください。	砂漠の泉は要求水準書（案）第5章第2節第1項「寄贈品等移設業務」における寄贈品等に該当するものとし、扱いは本市との協議によります。その他、什器・備品においても寄贈品等に該当するものは本市との協議となります。寄贈品等の範囲は、「別紙28 寄贈品等一覧」で示す予定です。
132	要求水準書 (案)	143	6	2	(1)	業務の要求水準 工事監理業務	「工事着手前の建設工事費コスト管理計画書は、本事業契約書に記載の内訳書と整合するものとし、事業者は、これに基づきコストの適正な管理を行うこと。また、各段階において実施設計完了時とのコスト比較を行い、工事種目毎の変動が5%を超える状況が生じた場合、あるいはその他必要が生じた場合は、その理由を明確にして市に報告する」とありますが、この比較は、「事業契約締結時」と「実施設計完了時」との比較ということでしょうか。また、判断基準としてどの程度の「工事種目」を想定しているか、お示しください。	実施設計完了時と施工時の各段階でのコスト管理を想定していましたが、設計期間も含め事業期間を通してコスト管理を行っていただく必要があると考えており、そのように要求水準書（案）を修正する予定です。また、記載場所についても工事監理業務から総括管理業務に修正する予定です。 建設工事コスト管理計画書の提出時期及び提出内容、比較する種目については入札説明書等において詳細を示す予定です。
133	要求水準書 (案)	143	6	2	(1)	工事監理業務	工事監理者は、構造(躯体完了まで)、意匠、設備それぞれ常駐して業務を行うこととありますが、常駐ということに物理的に短時間で駆けつける対応は含まれますか	現場常駐を想定しており、短時間の駆けつけは含まれません。
134	要求水準	144	7	1	2	予約システム	現在の予約システムの商品名など、予算化するために開示いただくことはできますでしょうか。データ移行は重要な業務なため、システム変更により移管できないことは避けるべきと考えます。	現行の予約システムについては市の所有物でないためお答えできませんが、要求水準書閲覧・貸与資料として予約管理システムの参考仕様を提示しますので参考としてご検討願います。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
135	要求水準	144	7	1	2	記念式典	式典の費用は事業者持ちと思いますが、開催内容のイメージはどのようなものをお考えおられますでしょうか。	リニューアル記念式典の内容として、現時点では、関係機関や地元代表者等を招き、来賓者の祝辞、事業概要の説明、テープカット等を想定していますが、具体的には市と事業者で協議して決めていくことになります。 なお、リニューアル記念式典とは別に、事前広報・催事誘致業務の一環として、柿落としとして相応しい催事の誘致に協力頂くことを想定しています。柿落としは新設する5号館（仮称）を中心とした会場を想定し、供用開始年度に予定されているアジア競技大会のサブイベント、姉妹友好都市関係のイベント、演奏会、学会など様々な可能性を視野に入れて今後調整する予定です。
136	要求水準書 (案)	144	第7	1	2	記念式典	記念式典の費用感ほどの程度を想定されていますか。例えばタレント等が出演する場合、出演費用の分担はどのようにお考えでしょうか。	リニューアル記念式典の内容として、現時点では、関係機関や地元代表者等を招き、来賓者の祝辞、事業概要の説明、テープカット等を想定していますが、具体的には市と事業者で協議して決めていくことになります。仮にリニューアル記念式典にタレント等が出演する場合、式典にかかる費用は全て事業者負担となります。 なお、リニューアル記念式典とは別に、柿落としとして相応しい催事の誘致に協力頂くことを想定しています。当該催事自体の費用は主催者負担を想定していますが、事業者は運営業務の一環として催事の開催支援や総合案内等を行って頂くことになります。
137	要求水準書 (案)	145	7	2	(1)	業務の要求水準 予約システム整備・運用業務	「現在、本施設において使用中の予約管理システムは、現指定管理者の所有であり、新たな予約管理システムに切り替える必要がある。また、次期指定管理者が円滑に業務を行うことができるように、必要なデータを確実に引き継げるシステムとする」とありますが、今回新たに整備するシステムも、新たな指定管理者が所有するシステムでよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
138	要求水準書 (案)	148	8	1	(3)	総則 業務期間	「維持管理業務の期間は、令和8年4月から開始し、令和28年3月31日までとする」とあります。一方、開館準備業務（令和6年4月1日～令和8年6月30日）においても「施設の引渡しから開業までの期間の施設の維持管理業務を行うこと。業務内容は本書のうち、「維持管理業務に係る要求水準」に従うものとするが、開業前ということを鑑み、具体的な実施内容、頻度については、市との協議により決定するものとする」とあります。令和8年4月～6月までの期間において維持管理業務に関する要求水準が重なるように思われますが、どのように理解したらよろしいでしょうか。	維持管理業務の期間を、令和8年7月1日～令和28年3月31日に変更します。 なお、開館準備期間（令和6年4月1日～令和8年6月30日）に必要な施設の維持管理は、第7 開館準備業務に関する要求水準に示します。 要求水準書（案）を修正します。
139	要求水準書	148	8			維持管理業務に関する要求水準	新築施設、改修・既存施設に関わらず、維持管理業務における水準は、機能維持を前提として、経年による劣化は許容されると考えてよろしいでしょうか。	実施方針 第1章第18節第2項に記載のように性能及び機能を満足する限りにおいて、経年による劣化は許容するものとします。
140	要求水準書 案	148	第8	1	(3)	業務期間	4月～6月までは開業前の期間ですが、この期間はサービス購入料の対象期間としていただけないでしょうか。	開館準備業務において必要な維持管理に係る費用については、サービス購入料の対象となります。
141	要求水準書 (案)	148	第8			建築基準法第12条点検について	建築基準法第12条点検の結果を開示して頂けないでしょうか。	閲覧・貸与資料の閲覧R-4、閲覧R-5を参照ください。
142	要求水準書	150	8	2		業務の要求水準	「既存施設における業務については現状と同等以上の水準とする。」とありますが、同等の水準とは、現在の指定管理者による業務計画のレベルの水準と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書（案）を修正します。 要求水準書（案）で求めている性能を順守できるのであれば、現在の指定管理者による業務計画の水準の確保は必須ではありません。また、現在の指定管理者による業務計画の水準を満たしたことをもって、要求水準を満たしている訳ではないことについてご留意ください。
143	要求水準書	151	8	2	(1)	箇所別業務内容	図表12に示す業務は、業務開始後新たに発生した現象のみ事業者の業務として対応すればよいという考えでよろしいでしょうか。	現象の発生時期に限らず、その時点の施設の状態に対して対応するものとします。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
144	要求水準書 (案)	151	第8	2	(1)	エ 箇所別業務 内容（既存施設 及び新施設共 通）	屋根付歩廊に「破損・故障等の簡易的な修繕（1件300万円以下）」とありますが、精算対象経費ではないでしょうか？ 民の負担とする場合、入札時の算定は困難のため、年度の総額に上限を設けて頂きたい。	精算対象経費の対象となるため、市の負担となります。なお、精算対象経費は、毎年度、市が別途予算措置した金額を、上限額として年度協定書等に定める予定です。
145	要求水準書 (案)	152	8	2	(2)	運転監視	設計時、ならびに維持管理時期において、現状の電気、機械設備の状況把握が必要である。運用データ、設備管理データ等のBASデータ等の開示は可能でしょうか。	ビル総合管理システム（BEMS）の一次データであれば開示可能です。閲覧・貸与資料として追加で貸与致します。
146	要求水準書 (案)	152	8	2	(2)	運転監視	改修設備、既存設備の使用状態を最適化させるようなチューニングを維持管理要求水準に盛り込む意向はありますでしょうか。	盛り込む予定はありませんが、運営上支障がなければ、そのような概念を取り入れていただくことも良いと考えます。
147	要求水準書 (案)	152	8	2	(2)	運転監視	エネルギー使用最小化のためには、使用しないスペースの設備利用は停止するなど、大胆な運用維持を行っていくことは可能でしょうか。	要求水準を満たす範囲で、利用者の施設利用に支障が無い範囲であれば、運営を工夫することは認めます。
148	要求水準書 (案)	152	8	2	(2)	運転監視	維持管理業務における配置人員については、業務の効率化による人員削減も可能と考えますが、要求水準書第8章第2節第2項イ「常駐人数」に記載の表現 について、見直しを図ることは可能でしょうか。	利用者の施設利用に支障が無い範囲であれば業務の効率化は可能と考えます。ただ、その場合でも市として本施設の防災機能を拡充する意向もあるため、要求水準書第8章第2節第2項イ「常駐人数」に記載の業務配備、宿直配備それぞれの時間帯について、本施設への常駐を必須とします。
149	要求水準書	154	8	2	(2)	イ 常駐人数	「業務配備」と「宿直配備」の具体的な違いについて御教示願います。	常駐時間の違いがあるのみで、業務内容の違い等はありません。
150	要求水準書	154	8	2	(3)	ア舞台機構保守 点検業務（ウ） 要求水準	「本施設と同様の規模の舞台機構設備の保守・点検業務につき、担当企業の社員又は担当企業より再委託した企業の社員で5 年以上の経験のあるもの。」とありますが、これは5年以上の経験のあるものを現地に配置しなければならないものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
151	要求水準書 (案)	156	8	2	(4)	什器・備品設備 等保守管理業務	ア什器・備品設備等の保守管理において、「事業者は、維持管理業務に支障をきたさないよう維持管理上に必要な什器・備品設備等を管理するとともに、不具合の生じた什器・備品設備等については随時、補修等を行うこと」とありますが、「補修等」には「修繕」も含むという理解でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
152	要求水準書	157	8	2	(6)	修繕業務	「業務期間終了3年前（詳細は事業者からの提案および市との協議を踏まえ決定する）に、施設の劣化等の状況及び施設の保全のために必要となる資料の整備状況の報告を行い」とありますが、この報告時期を3年前よりも早める又は遅らせることを事業者から提案できるという考えでよろしいでしょうか。	選定後に、市と事業者で協議を行うものとしませんが、原則、業務期間終了3年前に行うものとしします。
153	要求水準書	157	8	2	(6)	修繕業務	「保全のために必要となる資料」とは具体的に想定されているものはありますでしょうか。又は事業者による提案要素となるでしょうか。	事業者の提案によりますが、次期指定管理者の求めに応じて別途資料を提供いただくこともあります。
154	要求水準書 (案)	157	第8	2	(6)	修繕業務	事業期間中に修繕を行う際に、休館して対応する必要が出てくると思われますが、休館中に得られなくなる収入について市による補填は想定されていますか。	休館対応が必要となる大規模改修は当初の設計・建設期間で実施する想定です。維持管理期間中の修繕に伴う休場については、休場の必要性、頻度、期間は事業者の任意としており、市としてその分の減収補てんは想定していません。
155	要求水準書 (案)	158	8	2	(6)	修繕業務	修繕工事の対象として「1件300万円以下の小規模なもの」は事業者負担にて実施とありますが、ある意味で想定外の支出であるため、300万円という基準は厳しいと考えます。基準額の引き下げをご検討願います。	実施方針の通り、既存施設のうち1件300万円以下の小規模な修繕は、③精算対象経費として、市が事業者に対価を支払いますが、修繕工事の実施者（発注等）は、要求水準書（案）のとおり事業者となります。 なお、300万円を超える分は、修繕の対価で事業者が対応することになります。
156	要求水準書 (案)	158	第8	2	(6)	修繕業務	「上記以外において、1件300万円以下の小規模なもの」精算対象経費ではないでしょうか？ 民の負担とする場合、入札時の算定は困難のため、年度の総額に上限を設けて頂きたい。	精算対象経費の対象となるため、市の負担となります。なお、精算対象経費は、毎年度、市が別途予算措置した金額を、上限額として年度協定書等に定める予定です。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
157	要求水準書 案	161	第8	2	(9)	エ 駐車場の料金徴収及び管理方法	駐車場の貸方について、月極利用やカーシェアリング、レンタカーなどの自主事業の提案は可能でしょうか。	本事業における駐車場の増設趣旨に沿わないため、ご提示の貸方は現時点では不可とします。
158	要求水準書 (案)	163	第9	1	(2)	イ 事業者が自主事業として実施する業務	過去に行われた自主事業で市が評価しているものをご教示下さい。	地元大学生を対象としたMICE及びグローバル人材育成事業、医学会総会における大学生と共同した経済波及効果測定、福祉コンサート、地域住民および近隣大学生が参加する防災訓練の実施等を代表的な取り組みとして認識しています。
159	要求水準書 案	164	第9	1	(5)	事業収支にかかる事項	利用料金を徴収しない施設などを（条例を変更するなどして）有料化として提案することは可能でしょうか。	利用料金を徴収しない施設を会議室や展示室等の貸施設として活用する場合、名古屋国際会議場条例を改正し、利用料金の基準額等を規定することになります。貸施設としての活用については、営利優先で本施設の本来機能が発揮されない事態を防ぐ観点から、既存レストランを転用する場合のみ認めるものとし、その他の箇所については、運営段階で市と協議とします。 なお、条例に貸施設として規定せず、例えば飲食物販スペース等として活用する場合は、自主事業として取り扱い、事業者は市に対して目的外使用料を支払って頂くことを想定しています。
160	要求水準書 (案)	165	9	1	(5)	利用料金の設定	「事業者は、本施設（既存施設及び新設施設）の利用料金（金額、利用時間区分、徴収方法等）を定め、市に届け出る」とされておりますが、利用料金の改定の頻度については市と協議の上、条例に基づいて事業者の裁量で行うことができるとの理解でよろしいでしょうか。	条例に定める範囲内であれば、市と協議の上、事業者の裁量で改定可能です。
161	要求水準書 (案)	165	9	1	5	エ、自主事業に係る費用	既存の施設サイトを見るとバナー広告の掲載は可能と捉えましたが、施設内における看板の設置や館内におけるデジタルサイネージなどを活用した広告の掲載はそれぞれ自主事業として可能でしょうか？また、可能な場合、占有使用料の考え方や関連規定などご教示いただければと思います。	広告を目的とした施設内における看板の設置やデジタルサイネージを使用した広告の掲出は想定していません。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
162	要求水準書 (案)	166	9	1	(8)	指定の取り消し 等	「指定を取り消された事業者は、必要に応じて、指定管理料の全部又は一部を返還するとともに当該年度の指定管理料の100分の10に相当する額を違約金として市に納付しなければならない。」とありますが、本事業において、貴市より支払われる指定管理料は無いものと理解しております。その場合、違約金はどのように算定を行うのでしょうか。	指定管理料に関する記述は削除する形で要求水準書（案）を修正しますが、詳細は、入札説明書等において示します。
163	要求水準書 (案)	168	9	2	(4)	第三者へ委託が できる業務	「指定管理料全体に占める第三者への委託料の割合が極めて高い場合には、市はこれを認めない場合がある」とありますが、委託料の割合について具体的な基準や方針が示されておりましたらご教示ください。	具体の想定はありません。 なお、現時点では、「また、上記の規定に関わらず、指定管理料全体に占める第三者への委託料の割合が極めて高い場合には、市はこれを認めない場合がある。」については、削除する方向で検討します。
164	要求水準書 案	168	第9	2	(4)	再委託について	業務の委託について、「事業者（SPC）は維持管理及び運営業務の全部または主たる部分を第三者に業務委託することはできない」とありますが、SPCから各社への業務委託を行うことが前提であるPFIのスキームと矛盾しております。「事業者は、」ではなく、正しくは「維持管理企業および運営企業は、」ではないでしょうか。	お見込みの通りです。要求水準書（案）を修正します。
165	要求水準書 (案)	169	第9	2	(6)	その他の要件 ウ 市または名古屋観光コンベンションビューローとの連携	「市または公益財団法人名古屋観光コンベンションビューローが実施するコンベンション等誘致に協力すること」と有ります。ビューローは既存施設の現指定管理者ですが、本事業には参加しない、との理解でよろしいでしょうか。	当該記述は当地域へのコンベンション等誘致に関して、その協力を求めるものです。本事業の応募者として参画するか否かは公益財団法人名古屋観光コンベンションビューローが判断するものですが、仮に参画した場合、公平性確保の観点から、同法人の参画自体を評価対象とすることはありません。
166	要求水準書 (案)	171	9	3	(4)	利用料金の承認	利用料金の設定と同様に、利用料金の還付基準及び光熱水費等弁償金についても市と協議の上、条例に基づいて事業者の裁量で改定を行うとができるとの理解でよろしいでしょうか。	利用料金の還付については名古屋国際会議場条例および名古屋国際会議場条例施行細則によるものとします。 光熱水費等弁償金についてはご理解の通りです。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
167	要求水準書 (案)	171	9	3	(3)	市が海外で行う 国際会議等誘致 事業への職員派 遣	市が国際会議等誘致事業を行う場合に、事業者が経費を負担したうえで職員を市からの求めに応じ派遣しなければならない、とありますが、本事業は長期間の事業となりますので、必要経費の参考とするため、これまでの海外での誘致事業の実績をご教示いただけますでしょうか。	平成28年に観光文化交流局が設置されて以降、本市から事業者に対し、海外での誘致事業に随行を依頼した実績はありません。今後、海外でプロモーションを行う際、本施設について詳細に受け答えできる方を事業者から派遣して頂くことを想定したのですが、派遣人数や期間等は市と事業者で協議することになるものと考えています。
168	要求水準書 (案)	171	第9	3	(3)	広報・催事誘致 業務	市として政府系国際会議など格式の高い会議を中心に誘致したいというお考えという理解でよいでしょうか。	政府系国際会議など、設置目的を実現できるような質の高い会議を中心に誘致していきたいと考えています。
169	要求水準書 (案)	171	第9	3	(3)	広報・催事誘致 業務	国際会議の誘致は開催の3年程度前から予約確保することが通例ですが、優先予約を行うこと等の対応は可能でしょうか。また、国際会議の誘致に際して市にご支援頂けると理解してよいでしょうか。	基本的には条例に基づいた枠組みで予約は対応することとなります。なお、政府系国際会議などは市が積極的に誘致していく意向であり、事業者にも協力いただくこととしています。
170	要求水準書 案	172	第9	3	(5)	イ 会議室業務 (ア) 対象施設	「5号館(仮称) 各会議室」とありますが、白鳥ホールと同様の平土間形式であれば主催者設営に変更していただけますでしょうか。	5号館(仮称)における平土間形式の展示室は「イ 会議室業務」の対象外ですが、5号館(仮称)2階に設置の「会議室」は1～4号館の会議室と同じ扱いとしています。この区分で支障が生じる場合には運営段階で協議とします。
171	要求水準書 (案)	176	9	3	9	ウ. レストラン 等の運営	レストランについては既存の三箇所から一箇所以上と指定されていますが、一箇所のみを残すと提案する場合、残りの二箇所について、会議室や展示室などの仕様に変更し、貸出スペースとして活用することは可能でしょうか。その場合、これからのスペースは他の諸室と同等の扱いとなるのか、自主事業の扱いでの貸出スペースとなるのか、ご教示いただければと思います。	レストランを会議室や展示室等の貸出スペースとして活用する場合、名古屋国際会議場条例を改正し、利用料金の基準額等を規定することになります。なお、条例に貸出スペースとして規定せず、例えば飲食物販スペース等として活用する場合は、自主事業として取り扱い、事業者は市に対して目的外使用料を支払って頂くことを想定しています。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
172	要求水準書 (案)	176	第9	3	(9)	レストラン等の 運営	レストラン機能を1か所以上は残すことと規定されていますが、3か所あるレストランのうち、どのレストランを残したいのかお考えはありますか。	市として、どのレストランを残したいかの指定はありません。各レストランはそれぞれ特色があるので、これを踏まえてご提案ください。 なお、レストランを会議室や展示室等の貸出スペースとして活用する場合、名古屋国際会議場条例を改正し、利用料金の基準額等を規定することになります。 また、条例に貸出スペースとして規定せず、例えば飲食物販スペース等として活用する場合は、自主事業として取り扱い、事業者は市に対して目的外使用料を支払って頂くことを想定しています。
173	要求水準書 (案)	176	第9	3	(9)	レストラン等の 運営	効率的に営業するため、営業時間帯は事業者の裁量により決められるという理解でよいでしょうか。 また、営業していない時間帯については、目的外使用料は発生しないという理解でよいでしょうか。	利用者のニーズを満たすことができるのであれば、営業時間帯は事業者の裁量により決められるものとしします。 なお、営業しているか否かに関わらず、目的外使用料は発生します。
174	要求水準書 (案)	177	9	3	(9)	自動販売機・公 衆電話	「自動販売機、公衆電話の設置台数は原則、現状の設置台数を変更できないものとする」とのことですが、新設する5号館へ自動販売機、公衆電話の設置は認められないとの理解でよろしいでしょうか。また設置台数を変更しなければ、場所の移設は認められるとの理解でよろしいでしょうか。	既存施設の自動販売機については、現状の設置台数とします。また、既存施設での設置場所は、利用者等の利便性を考慮した場所であれば移設を認めます。 なお、5号館の1階及び3階には最低1台以上は自動販売機を設置し、第4立体駐車場については任意とします。 公衆電話は既存施設も含めて施設全体で1箇所以上設置するものとしします。
175	要求水準書 (案)	177	9	3	9	オ. 事業実施に あたっての留意 点	「国際会議及び全国から参加者が見込まれる大会・会議の主催者から臨時に名古屋土産の販売を依頼された場合は、目的外使用許可を受け、臨時売店を開設しなければならないものとする」との記載がありますが、この場合は使用料は免除との認識でよろしいでしょうか。	ご提示の場合でも目的外使用許可および使用料納付の対象となります。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
176	要求水準書 案	179	第9	3	(11)	事業者が自主事業として実施する業務について	提案した自主事業は事業者（SPC）に限定されますでしょうか。受託する運営会社等が主体となるものもあると想定されますのでお認めいただくことを要望します。	自主事業は事業者（SPC）が提案するものとし、構成員又は協力企業が自主事業の実施主体となることも認めますが、事業者（SPC）は自主事業に関する責任を免れるものではありません。
177	要求水準書 (案)						内装解体後に躯体のひび割れなどが発見された場合、ひび割れや健全性の確認をどの様に評価すれば宜しいでしょうか。	内装解体後に発見された軽微なクラック、浮き、爆裂、ジャンカ等の補修は本事業に含まれます。要求水準書（案）別紙12「内装改修工事に関する要求水準」を修正します。 なお、既存施設の構造等に重大な欠陥があることが判明した場合、当該欠陥の修繕の方法や内容等は、市と事業者が協議して決定することを想定していますが、詳細は入札説明書等に示します。
178	別紙01 事業区域図					事業区域	事業区域内について河川保全区域ラインの中では改修や新築の計画は不可でしょうか？	河川保全区域内では、土地の形状を変更する行為や工作物の新築、改築を行う場合は、河川管理者（緑政土木局）の許可事項となるため、河川管理者との協議によります。 なお、提案については、事業者の責任において計画頂くこととなります。
179	別紙01 事業区域図					事業区域	堀川と計画地との間のプロムナードは緑政土木局が管理しているのでしょうか？	お見込みの通りです。
180	別紙 2					遵守すべき法令等	準拠すべき設計基準・指針等には、建築工事に関する仕様と土木工事に関する仕様（土木工事標準仕様書・工事共通構造図・土木工事共通特記仕様書・土木工事標準積算基準書（名古屋市長政土木局））とが列挙されています。土木工事に関する仕様が適用される対象箇所をご明示いただけますようお願いいたします。	改修については既存仕様が建築であれば建築基準に準拠、土木であれば土木基準に準拠とします。既存図面を参考としてください。新設については、事業全体として関連するものを列挙しており、事業者の提案内容により該当するものを遵守することとします。
181	別紙06_配置イメージ						配置に既存土留め擁壁ライン内にてとありますが、現状の地下を1Fとする理解でよろしいでしょうか。	地下でも1階でも構いません。
182	別紙06_配置イメージ						擁壁とRC駐車場との躯体の状況を確認したい。	現地の視察をご希望の場合は、現地見学会（第3回：9月21日、第4回：11月22日）をご利用願います。 なお、現時点では、入札公告後に応募者ごとに現地見学の機会を設けることについて検討していますが、詳細は入札説明書等に示します。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
183	別紙06_配置イメージ						現状の駐車場出入口、IN、OUTの位置は固定と考えますか。	行政協議が必要となりますが、位置は固定ではありません。設計時に協議を行った上で、変更が可能となります。なお、変更できない場合のリスクは事業者負担となります。駐車場入口部における渋滞長調査を過年度実施しており、閲覧・貸与資料に追加して資料提供します。
184	閲覧9 催事件数及び利用料金実績報告書					令和元年度分	作成日が令和2年1月31日現在のため、2月、3月に記載されている数字は予定でしょうか？それとも作成日の誤りでしょうか？	提供資料に誤りがありましたので、修正版を配布します。
185	閲覧9 催事件数及び利用料金実績報告書					令和2年度分	作成日が令和2年1月31日現在のため、記載されている数字は予定でしょうか？それとも作成日の誤りでしょうか？	提供資料に誤りがありましたので、修正版を配布します。
186	要求水準書(案)					閲覧資料	元施工事業者・元設計事業者・現指定管理者など、既存の事業者のみが知り得る情報があると、公平な入札条件とはなりません。既存施設に関する情報は可能な限り開示して頂けないでしょうか。	閲覧・貸与資料にて既存施設の竣工図や、外壁調査の報告、建物定期点検、施設の利用実績、匿名化された予約情報3年分等、できる限り多くの情報を提供しています。この他にも必要な情報がありましたら、具体的に質疑をいただければ開示を検討いたします。
187	図面						既存図面等の支給をデーターにてお願いします。 (特に既存駐車場部分の図面)	既存図面は、実施方針 第2章第3節第5項の「資料の閲覧・貸与」に記載の閲覧・貸与資料として提供しております。
188	その他	-	-	-	-	特定天井の耐震改修について	特定天井の耐震改修について、張替えでなく既設天井の補強による方法として大臣認定ルートによる対応とする場合、申請期間の延長や、改修工事段階における評価機関からの追加指示などによる工期延伸等、認定取得に付随するリスク分担について明確化していただけないでしょうか。	大臣認定ルートを採用することは可能ですが、工期延長等、認定取得に付随するリスクについてはすべて事業者の負担とします。

No.	対象資料 文書名	該当箇所				項目	質問	回答
		頁	章	節	項			
189	その他	-	-	-	-	補助金の活用について	補助金活用を考えているが、積極的に提案することは可能でしょうか。	手続き等も含めて事業者の責任・範疇として行う範囲であれば、提案を可とします。また、補助金が活用できなかった場合、それに伴う費用は事業者が負担してください。
190	その他					諸室用途の変更について	既存施設にある諸室を別の用途に変更したり、新設施設に移設する等の提案は可能でしょうか。	本施設の機能を維持できるのであれば、既存の非貸施設の配置変更や室面積の割合の変更は可とします。既存の貸施設を非貸施設とすることは認められません。非貸施設を貸施設として活用することについては、営利優先で本施設の本来機能が発揮されない事態を防ぐ観点から、既存レストランを転用する場合のみ認めるものとし、その他の箇所については、運営段階で市と協議とします。
191	その他					名古屋市国際展示場との連携	名古屋市国際展示場について、今後、指定管理者が公募される予定と認識していますが、本事業において展示場との連携は求められるのでしょうか。	現時点で本事業と名古屋市国際展示場の指定管理との連携は想定していません。しかしながら、本施設の休場期間中にも当地域へ積極的に催事を誘致するため、国際展示場の代替利用の促進に協力いただくことを想定しています。
192	その他					諸室用途の変更について	既存の会議室等を倉庫として用途変更する等の提案は可能でしょうか。	会議室等既存の貸施設を非貸施設とすることは認められません。

